

# マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

2020年5月制定  
野畑証券株式会社  
金融商品取引業者  
東海財務局長（金商）第18号  
加入協会 日本証券業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

野畑証券（以下「当社」という。）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）防止を当社の経営上の重要課題と認識し、以下の内部管理態勢を構築します。

## 1. 基本方針

当社は、マネロン・テロ資金供与を防止するために適用される関係法令等を遵守します。

## 2. 組織体制

当社は、マネロン・テロ資金供与を防止するための責任者を内部管理統括責任者とし、コンプライアンス室を主管部署とします。

## 3. リスクベース・アプローチによる管理（マネロン・テロ資金供与に係るリスク評価）

当社は、リスクベース・アプローチに基づき、提供する商品やサービス、取引形態、取引に係る地域、顧客の属性等のリスクを検証し、マネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、その結果に基づき、リスクに応じた低減措置を講じます。

## 4. 取引時のお客様管理

当社は、取引時確認を関係法令に基づいた本人確認等の手続きを実施し、顧客受け入れ可否の判断や適切な顧客管理を行うことで、不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。

## 5. 疑わしい取引のモニタリングと届出

当社は、疑わしい取引を検知するために適切なモニタリングを実施し、検知した疑わしい取引をすみやかに当局に届出をします。

## 6. 書類・記録等の保存

当社は、マネロン・テロ資金供与対策に関する書類・記録等を関係法令に基づき適切に保存します。

## 7. 役職員の研修

当社は、全役職員への研修を通じて、マネロン・テロ資金供与防止に関する知識及び意識の向上を図ります。

## 8. 内部監査

当社は、マネロン・テロ資金供与防止に関する遵守状況について内部監査を実施し、その結果を踏まえた改善を図ります。

以 上